

## 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものである。

(指定の申請)

第2条 法第40条の規定により支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）第27条第2項第1号から第6号に掲げる書類に加え、同項第7号の規定に基づくその他知事が必要と認める書類として、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 申請の日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の前事業年度における事業報告書及び収支決算書
- 二 申請年度の事業計画書及び収支予算書
- 三 法第42条各号に掲げる居住支援に資する活動のいずれかの実績を示す書類（過去5年のうち活動の実績がある直近の年度分のみ）
- 四 法人の組織及び事務分担を記載した書面
- 五 個人情報保護規程又はこれに準ずるもの
- 六 申請者が法第43条第1項に規定する債務保証業務及びこれに附随する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることが分かる書類
- 七 申請者が第5条第2項の規定により市町村長に対して推薦を申請している場合は、当該推薦申請書の写し
- 八 誓約書（様式第2号）
- 九 支援業務の実施のための意思決定がなされていることが分かる書類（省令第27条第2項第3号に掲げる「申請に係る意志の決定を証する書類」に、指定を受けようとする支援業務の範囲等が明示されている場合を除く。）
- 十 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 知事は、前条第1項の申請書の提出があった場合において、申請者が法第40条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、申請者を支援法人として指定するものとする。

2 知事は、申請者を支援法人として指定した場合は、その旨を申請者に通知するとともに、速やかに県ホームページで公表するものとする。

3 知事は、前条第1項の申請書の提出があった場合において、申請者が法第40条各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、支援法人として指定しない旨を申請者に通知するものとする。

(名称等の変更の届出)

第4条 法第41条第2項の規定による変更の届出は、住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書（様式第3号）を知事に提出することにより行うものとする。

(市町村長による推薦)

第5条 市町村長は、居住支援活動に関し当該市町村と連携の実績があるなど、支援法人としてふさわしいと認められる法人を知事に推薦することができる。

2 前項の推薦は、申請者による市町村長に対する申請に基づいて行うものとする。

3 前項の申請は、住宅確保要配慮者居住支援法人推薦申請書（様式第4号）の提出により行うものとする。

4 第1項の推薦は、住宅確保要配慮者居住支援法人推薦書（様式第5号。以下「推薦書」という。）を知事に交付することにより行うものとする。

なお、市町村長は、推薦書を知事に交付したときは、その写しを申請者に交付するものとする。

5 知事は、前項の規定により市町村長から推薦書の交付を受けた場合、支援法人の指定に当たり、斟酌するものとする。

（家賃債務保証業務の委託）

第6条 支援法人は、法第43条の規定により、債務保証業務のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することについて認可を受けようとする場合は、債務保証業務委託認可申請書（様式第6号）及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 前項の添付書類は、委託しようとする者に応じて次の各号のいずれかの書類及び委託に係る契約書とする。

一 委託しようとする者が金融機関である場合は、当該金融機関が法令に基づく免許、許可又は登録等を受けたものであることが分かる書類

二 委託しようとする者が家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）の規定による登録家賃債務保証業者（以下「登録家賃債務保証業者」という。）である場合は、当該委託しようとする者が登録家賃債務保証業者として登録された者であることが分かる書類

三 委託しようとする者が債務保証業務を行う者として指定を受けた支援法人である場合は、そのことが分かる書類

3 知事は、第1項の規定により提出された債務保証業務委託認可申請書及び添付書類の内容が適切と認められる場合は、当該債務保証業務委託を認可するものとする。

4 知事は、認可をしたときは、当該支援法人に通知するものとする。

5 知事は、認可を行わないときは、その旨を当該支援法人に通知するものとする。

（債務保証業務規程の認可）

第7条 支援法人は、法第44条の規定により債務保証業務規程の認可を受けようとするときは、債務保証業務規程認可申請書（様式第7号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により提出された債務保証業務規程認可申請書の内容が適切であると認められるときは、当該債務保証業務規程を認可するものとする。

3 知事は、認可をしたときは、その旨を当該支援法人に通知するものとする。

4 知事は、認可をしないときは、その旨を当該支援法人に通知するものとする。

5 第1項から前項までの規定は、法第44条の規定による債務保証業務規程の変更の認可について準用する。この場合において、「債務保証業務規程認可申請書（様式第7号）」は「債務保証業務規程変更認可申請書（様式第8号）」と読み替えるものとする。

（事業計画等の認可）

第8条 支援法人は、法第45条第1項の規定により支援業務に係る事業計画及び収支予算（以下「事業計画等」という。）の認可を受けようとするときは、支援業務事業計画等認可申請書（様式第9号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により提出された支援業務事業計画等認可申請書の内容が適切であると認められるときは、当該事業計画等を認可するものとする。

3 知事は、認可をしたときは、その旨を当該支援法人に通知するものとする。

4 知事は、認可をしないときは、その旨を当該支援法人に通知するものとする。

5 第1項から前項までの規定は、法第45条第1項の認可を受けた事業計画等の変更の認可について準用する。この場合において、「支援業務事業計画等認可申請書（様式第9号）」は「支援業務事業計画等変更認可申請書（様式第10号）」と読み替えるものとする。

（毎事業年度の報告）

第9条 支援法人が法第45条第2項の規定により支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を知事に提出するときは、支援業務事業報告書等提出書（様式第11号）によるものとする。

（指定の辞退）

第10条 支援法人は、自らのやむを得ない理由により指定を辞退する場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書（様式第12号）により知事に届け出るものとする。

（指定の取消し等）

第11条 知事は、法第50条第1項の規定に基づき指定支援法人の指定を取り消したときは、当該指定の取消しを行った支援法人に通知するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月19日から施行する。

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。